

# 令和3年度 第4回山梨地方最低賃金審議会

と き：令和3年8月23日

と ころ：KKR甲府ニュー芙蓉

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 事

- (1) 山梨地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について（諮問）
- (2) 山梨地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出の取扱いについて
- (3) 山梨地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について（答申）
- (4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（答申）
- (5) 特定最低賃金改正決定について（諮問）
- (6) 特定最低賃金専門部会の設置等について
- (7) 特定最低賃金専門部会の専決決議について
- (8) その他

### 3 閉 会

山梨地方最低賃金審議会  
審 議 資 料

(第4回本審議会)

令和3年8月23日

# 令和3年度 山梨県最低賃金第4回審議会 (8/23)

## 配布資料目次

1	最低賃金法 (抜粋)	1
2	最低賃金審議会令 (抜粋)	3
3	異議申出書 (山梨県労働組合総連合ほか)	5
4	最低賃金決定の仕組み	11
5	令和3年度最低賃金改正等の推進について	13
6	「全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました」 (厚生労働省プレスリリース)	17

## 最低賃金法（抜粋）

### 第11条（最低賃金審議会の意見に関する異議の申出）

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第1項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。 **【8/5 公示】**

2 前条第1項の規定による最低賃金審議会の意見に係る地域の労働者又はこれを使用する使用者は、前項の規定による公示があつた日から15日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。

**【8/20 異議申出締切】**

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない。

**【本日 8/23 諮問】**

4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第1項の規定による公示の日から15日を経過するまでは、前条第1項の決定をすることができない。第2項の規定による申出があつた場合において、前項の規定による最低賃金審議会の意見が提出されるまでも、同様とする。

### 第14条（地域別最低賃金の公示及び発効）

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。 **【9/1 官報公示】**

2 第10条第1項の規定による地域別最低賃金の決定及び第12条の規定による地域別最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条の規定による地域別最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

**【10/1 効力発生】**

### 第25条（専門部会等）

最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。 **【専門部会設置は必須】**

3 専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

**【山梨では各側3名】**

4 第23条第1項及び第4項並びに前条の規定は、専門部会について準用する。



## 最低賃金審議会令(抜粋)

### 第3条(委員の推薦)

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない。

- 2 前項に規定する審議会の委員は、同項の規定による推薦があつた候補者のうちから任命するものとする。ただし、その期間内に推薦がなかつたときは、この限りでない。

### 第6条(最低賃金専門部会)

最低賃金法第25条第1項又は第2項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低賃金専門部会」という。)の委員及び臨時委員(地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会にあつては、委員)の数は、9人以内とする。

(第2項、第3項省略)

- 4 第3条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。この場合において、同条第1項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者(関係者の団体を含む。)」と、同条第2項中「推薦」とあるのは「推薦(都道府県労働局長が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適當でないとする候補者に係る推薦を除く。)」と読み替えるものとする。
- 5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 6 前条の規定は、最低賃金専門部会について準用する。この場合において、中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同条第2項中「中央最低賃金審議会」とあるのは「中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとし、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同項中「地方最低賃金審議会」とあるのは「地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとする。
- 7 最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。



山梨労働局長  
生方 勝 様

ユーコープ労働  
中央執行委員長  
山梨県甲府市落合  
電話 055-241

## 2021年度山梨県最低賃金額改定に対する異議申出書

日ごろより労働者の労働条件のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。山梨地方最低賃金審議会は8月5日、今年度の山梨県最低賃金の改定について、現行の838円を28円引き上げて866円にすると答申しました。経営者側からの強い反発があるなかで28円引き上げ答申をしたことに、貴職及び関係者各位のご努力とご奮闘に改めて敬意を表します。しかし、この最低賃金額では県内労働者の暮らし良くなりません。隣都県との格差は全く縮小していませんから、人口の流出も止まりません。残念ながらこの答申額では、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には到底達しません。このことから更なる引き上げを求め、ユーコープ労働組合として下記の通り、異議を申し出ます。

### 記

#### 1. 生活できる最低賃金への引き上げをお願いします。

答申通り時給866円で確定した場合、月額収入は13万230円（「山梨県勤労統計調査：所定内労働時間一般労働者」月155時間就労で計算）となり、年収は156万2760円です。貧困から抜け出せないワーキングプアである年収200万円に達していません。このことは、憲法で謳われている「健康で文化的な最低限の暮らし」が保障されていないことを意味します。生活に必要な費用が増加し続ける一方で、賃金の上昇が追い付いていない今の状況はすぐに是正すべきです。

#### 2. 地域間格差是正のために山梨県の最低賃金引き上げをお願いします。

現在の都道府県別の最低賃金の設定には整合性がありません。最低賃金の決定は地域ごと物価などを考慮しているとしていますが、本当にそうなのでしょうか。確かに、東京都と山梨県では土地の値段は東京都のほうが圧倒的に高いです。しかし、交通の面から見たらどうでしょう。公共交通機関が発達し低価格で頻繁に移動が可能な都市部と、一人1台の自動車はどうしても必要な地方では、明らかにかかる費用が逆転しています。様々な項目をみた結果、全国どこで暮らそうが生活にかかる費用はほぼ同等なのは明らかです。

そうであれば、いまの最低賃金では、山梨に暮らすことを諦め、1時間弱で行ける東京都に住もうと考えることは当然です。山梨県は急激な人口減少に歯止めがかけられていません。特に、この10年、減少数は異常に加速しています。住みたいと思える県にするためにも最低賃金は隣都県との格差を1円でも縮小させるべきです。

#### 3. 全国一律最低賃金制度の実現を国に働きかけてください。

日本では最低賃金が都道府県ごとに決定しておりバラバラですが、世界的に見ればそれはスタンダードではありません。前述の通り、最低賃金を地域ごとにしておく必要性は、もはやありません。一刻も早く最低賃金は全国一律にするべきです。そのために、地方からの声で国を動かしていただくことが非常に重要です。ぜひ国に対し働きかけを行っていただくようお願いします。また、最低賃金額ですが、世界ではすでに時給換算で1500円以上が当たり前となりつつあります。先進国はもちろん、新興国でも人件費は同様の傾向を見せており、このままだと日本だけが取り残されてしまいます。働きかけを行う際は、時給額を1500円以上とすることも合わせてご意見していただくことをお願いします。

#### 4. 異議に対する審議は、公開の場で審議してください。

意義に対する審議は公開の場で行ってください。労働者の賃金を決める場である審議の場に、労働者たる当事者が非公開なのは不正常です。公明正大に行うことが非常に重要なのではないのでしょうか。

異議に対する審議の場では意見陳述の機会を作ることを要請します。異議はできる限り真理が伝わるよう、当事者が意見陳述することが望ましいと考えます。



以上

2021年8月7日

山梨労働局長  
生方 勝 様

自治労連山梨自治体一般労働者  
執行委員長

〒400-0047 甲府市徳行4  
055-287-6361

## 2021年度山梨県最低賃金額改定に対する異議申出書

日ごろ労働者の労働条件の向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

さて、山梨地方最低賃金審議会は8月5日、今年度の山梨県最低賃金の改定について、現行の838円を28円引き上げて866円にすると答申しました。28円の大幅な引き上げ改定となったことに、貴職及び関係者各位のご努力とご奮闘に改めて敬意を表します。

しかし、この最低賃金額は、労働者・県民の願い・要求からかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には届いていません。ここに更なる引き上げを求め、当労働組合として、下記の異議を申し出ます。

### 記

1. 生活できる最低賃金への引き上げをお願いします。

答申通り時給866円の場合、月額13万4230円（「山梨県勤労統計調査：所定内労働時間一般労働者」月155時間就労で計算）となり、年収では161万760円です。貧困から抜け出せないワーキングプアである年収200万円に達しません。

非正規雇用労働者が全労働者の4割に達し、生活費の確保のための学生や主婦のアルバイトも含めその多くは最低賃金近傍の時給で働かざるを得ない状況にあります。コロナ禍、このままでは社会機能の維持に欠かせないエッセンシャルワーカーを含めた多くの労働者の生活破綻を防ぐことはできません。一日8時間働けば人間らしい生活ができるように、私たちは「今すぐ時給1,000円以上、そして早期に1,500円以上」を要求しています。中小企業への支援策の充実や強化を国に働きかけていただくとともに、最低賃金の大幅な引き上げを強く要請します。

2. 地域間格差是正のために山梨県の最低賃金引き上げをお願いします。

IMF、OECD、ILO、国連などの国際機関の統計や世界の状況を見ても、日本の最低賃金は低いものであり、各国からも平均水準の低さに懸念と驚きの声が上がっています。

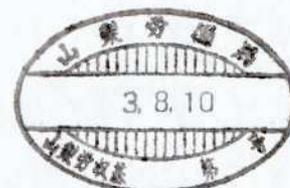
最低賃金の引き上げは、単に個人の所得を高めることのみならず、国家として直接労働者の賃金に関与し、そのことで経済循環を活発にし、日本経済の発展やGNPに大きく寄与できるものです。

そして全国各地で「最低生計費試算調査」を実施したところ、全国どこでも月額22万～24万円、時給1,500円以上が必要であり、地域間で大きな差がないことが分かりました。

今回の全国段階の目安が全国一律になった事も評価しますが、地域的に生活にかかわる生計費が変わらない状況にあることから、全国一律最低賃金制度創設を国に求めていただくとともに、地域間格差是正のためにも早急に「1500円」に至るよう答申を上回る引き上げを要請します。

合わせて中小規模の事業者が多いわが県の特性を鑑み、国による中小企業支援策の拡充も併せて求めるものです。

3. 異議に対する審議について、公開の場で審議するよう要請します。また、意見陳述の機会を保障することを要請します。



以上

2021年8月18日

山梨労働局長  
生方 勝 様

山梨県労働組合  
議長  
甲府市德行4-1  
TEL 055-28

## 2021年度山梨県最低賃金額改定に対する異議申出書

労働者の労働条件のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

山梨地方最低賃金審議会は8月5日、今年度の山梨県最低賃金の改定について、現行の838円を28円引き上げて866円にすると答申しました。28円引き上げ改定となったことに、貴職及び関係者各位のご努力とご奮闘に改めて敬意を表します。しかしながら、この最低賃金額は、労働者・県民の願い・要求から大きくかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には届いていません。ここに更なる引き上げを求め、山梨県労働組合総連合として、下記の異議を申し出ます。

### 記

#### 1. 生活できる最低賃金への引き上げをお願いします。

答申通り時給866円の場合、月額13万4,230円（「山梨県勤労統計調査：所定内労働時間一般労働者」月15.5時間就労で計算）となり、年収では161万760円です。貧困から抜け出せないワーキングプアである年収200万円に達しません。

非正規雇用労働者が全労働者の4割に達し、その多くは最低賃金近傍の時給で働かざるを得ない状況にあります。新型コロナウイルスの感染拡大は、非正規雇用労働者とともに、多くの労働者の生活に深刻な影響を与えています。そして、新型コロナウイルスの収束には一定の時間を要することになります。だからこそ持続可能な生活を担保するための最低賃金の抜本的な引き上げが必要になっているのです。このままでは、社会機能の維持に欠かせないエッセンシャルワーカーを含めた多くの労働者の生活破綻を防ぐことはできません。一日8時間働けば人間らしい生活ができるように、私たちは「今すぐ時給1,000円以上、そして早期に1,500円以上」を要求しています。中小企業への支援策の充実や強化を国に働きかけていただくとともに、最低賃金の大幅な引き上げを強く要請します。

#### 2. 地域間格差是正のために山梨県の最低賃金引き上げをお願いします。

IMF、OECD、ILO、国連などの国際機関が、日本の最低賃金についてその平均水準の低さに懸念を表明しています。

また、今年度の東京都の最低賃金は答申通りであれば1041円で、山梨県との格差は175円となります。月収では2万7,125円、年収では32万5,500円もの格差が生じます。県内の労働者が、最低賃金の高い地域に流れていく原因のひとつであり、地域社会の活力も失われてしまいます。全労連は、全国各地で「最低生計費試算調査」を実施したところ、全国どこでも月額22万～24万円、時給1,500円程度が必要であり、地域間で大きな差がないことが分かりました。

ランク分けをやめ、中小企業への支援を大幅に拡充して、全国一律最低賃金制度創設を国に求めたいと、地域間格差是正のためにも答申を上回る引き上げを要請します。

3. 審議会は公開されていますが、異議に対する審議については非公開となっています。異議に対する審議においても、公開の場で審議するよう要請します。また、意見陳述の機会を保障することを要請します。

以上



2021年8月18日

山梨労働局長  
生方 勝 様

山梨県医療労働組合連合会  
執行委員長  
住所 甲府市徳行4丁目3-1  
電話番号 055-287-6117

## 2021年度山梨県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月6日、山梨地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を28円引き上げ、866円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

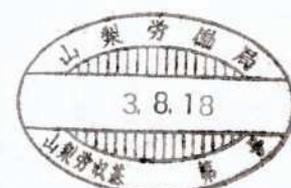
私たちは、広がる労働者・国民の生活不安と切実な声を背景に、コロナ禍の今だからこそ、大幅な引き上げが必要と訴えてきましたが、答申は最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たさず、労働者・国民の生活の先行き不安を払拭させるものにはなりません。極めて遺憾であり今回の答申に対し、意義を申し出ざるを得ません。

最低賃金の大幅な引き上げは、全産業平均よりも低い医師を除く医療・介護労働者の賃金水準の引き上げなど、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、そして、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、コロナ禍における特別の事情としても、その重要性が増しています。コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースとなる最低賃金は、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の山梨県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

### 記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかであり、最低賃金額はこの結果にかなう水準に引き上げること。
2. 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されず、最高額の東京と本県との差は175円におよぶ。私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘している。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結している。働く県によって初任給月額格差が約10万円にもなる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考える。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできない。再審議し、上積みをおこなうこと。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要であり、一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきである。これらの引き上げ額の判断基準について、あらためて審議すること。

以上



2021年8月18日

山梨労働局長  
生方 勝 様

山梨県労地域ユニオン  
委員長 [REDACTED]  
甲府市武田3- [REDACTED]  
TEL 055 - 251 - [REDACTED]

## 2021年度山梨県最低賃金額改定に対する異議申出書

山梨県労地域ユニオンは、県内に働く労働者の個人加盟の労働組合です。

2021年度山梨県最低賃金改定にあたり審議会各位の最低賃金引き上げにむけた審議に敬意を表します。改定にあたり下記のような実態から異議を申し立てます。

—  
私たちは、新年度の最低賃金の引き上げ改定にあたって、大幅引き上げがされることに期待をもっています。現在の山梨県の最低賃金では、安定した暮らしには到底及ばず、少なくとも普通に働いて20万円程度の賃金が必要です。現在の山梨県の最低賃金838円では到底及ばず、さらに先般の審議会答申の28円増では時間当たり866円、月間160時間労働としても月額13万8千円に留まります。少なくとも時間給で1500円、当面1000円以上となるような引き上げを強く望みます。

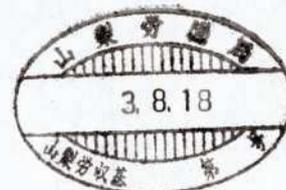
—  
ユニオン組合員の多くは非正規のパート、臨時、バイトなどが多く、最低賃金とのかかわりが深い立場に置かれています。特に小零細事業所では賃金体系がない場合も多く、賃上げは最低賃金の引き上げに合わせて改定されているという実態もあります。また時間外や深夜労働でも時間給表示による募集により割増措置がされていない実態もあります。さらに民間募集広告では表示されている時間給の多くが最低賃金をわずかに上回る程度に設定されているなど、最低賃金の持つ社会的役割は非正規労働者が県内でも3割強という中で今までになく大きくなっているだけに大幅改定が望まれます。最賃改定額は、正規労働者の賃金改善にも大きく影響しています。

最低賃金は、県内労働者の賃金相場を主導するものとなっています。それだけに労働者の安定した暮らしができる改定が必要と考えます。

—  
首都圏との賃金格差は、年々拡大し近隣の神奈川、東京などとの比較でも無視できないほどに拡大しています。このような最賃の格差は、正規労働者においても格差を正当化するものとなっています。根本的な解決には全国一律最低賃金制度が望まれますが、現行制度の下では首都圏との格差改善の努力が必要です。すでに全国においては28円に上乘せ決定している地方も産まれています。山梨県の労働者は郡内地域を中心にして首都圏通勤者も多いなど県外への労働力の流失も見られ、すでに県内の最低賃金は実質には二重構造化しています。山梨の最低賃金の最大課題は、首都圏との格差是正するだけの引き上げをすべきです。

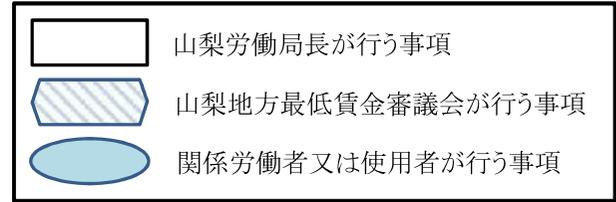
—  
今回答申額の28円は、これまでを振り返ると大きな改定額です。しかし諸事情からは引き続き大きな引き上げが必要です。この最大の条件は、支払い側の経営環境にもあります。ユニオンは小零細事業所のご苦労を承知し、政府の抜本的な財政支援策を求めよう審議会においても上申することを求めます。日本の企業は、大企業と下請けや小零細との経済格差があり、そして圧倒的に中小零細企業が雇用や地域経済を担っています。これらの事業所の振興なくしては多くの労働者の賃金改善の環境は作れないものと考えます。そのためにも政府や自治体の支援と振興策の推進をすべきと考えます。ユニオンとしても大企業や一部の富裕層だけでなく全事業所と労働者の安定と発展を願い、運動を進めてまいります。

以上





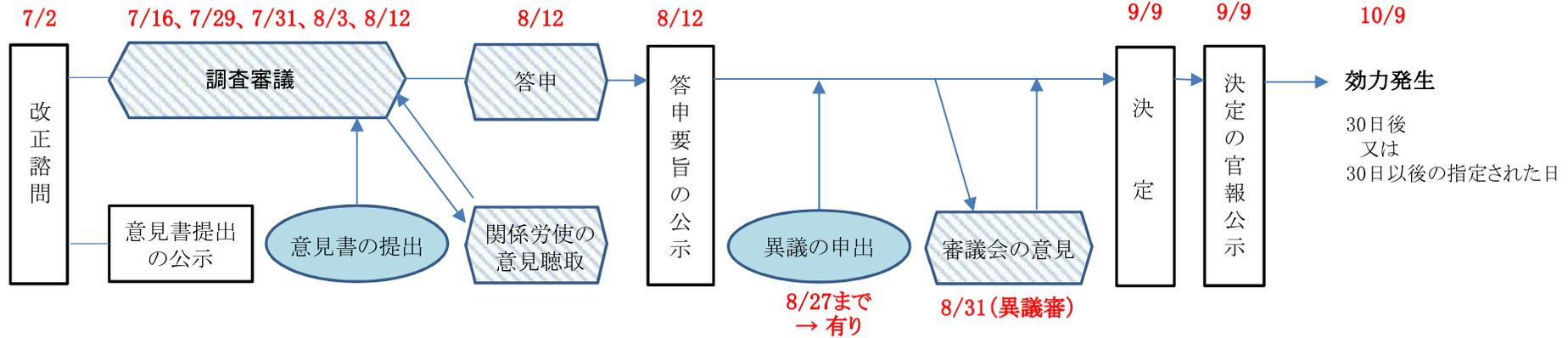
# 最低賃金決定の仕組み



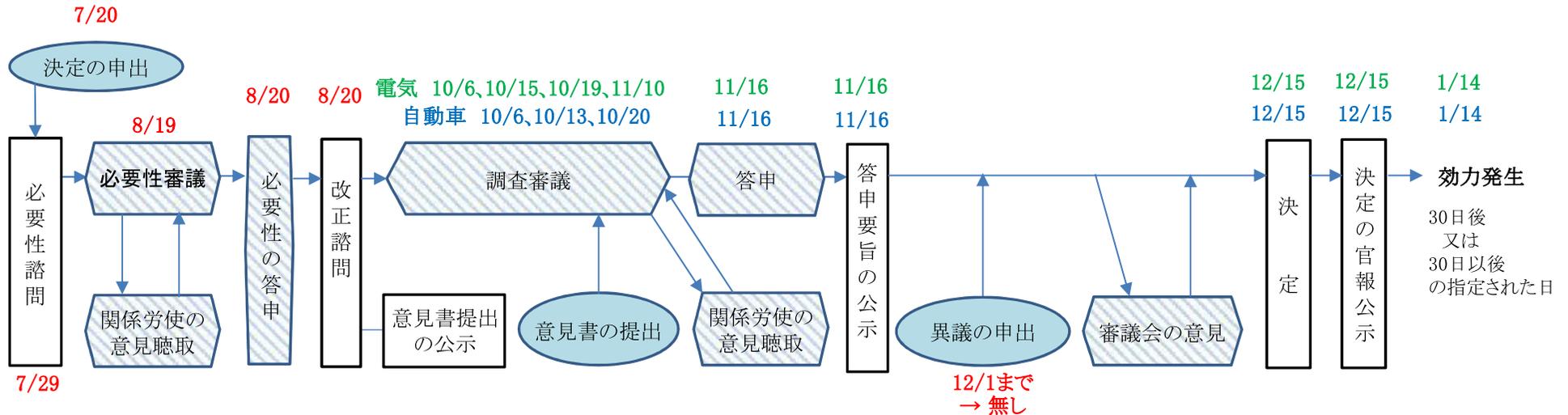
## 審議会方式による最低賃金

(月日は令和2年度の日程)

### 1 地域別最低賃金



### 2 特定最低賃金



(注) 審議会方式で、労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容および理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内に都道府県労働局長(又は厚生労働大臣)に提出することにより行うこととされている。



## 令和3年度 最低賃金改正等の推進について

令和3年3月9日  
山梨地方最低賃金審議会

当審議会は、最低賃金改正等の円滑な推進を図るため、審議会の審議運営等について次のとおり定める。

### 第1 審議会の審議運営等について

1 山梨地方最低賃金審議会の下に次の機関を置く。なお、特定の問題について、別途委員会を設ける場合は、審議会において協議した上で設けることとする。

- (1) 専門部会
- (2) 特定最低賃金検討委員会
- (3) 運営小委員会

2 各機関の役割等は、次のとおりとする。

(1) 山梨地方最低賃金審議会（以下「本審」という。）

ア 本審は、諮問の受理、答申、議決を行う。また、建議を行うことができる。

イ 運営等に係る事項については、関係法令及び山梨地方最低賃金審議会運営規程の定めるところによる。

(2) 専門部会

ア 専門部会は、地域別最低賃金及び各特定最低賃金の改正等に際してそれぞれ設置し、本審からの付議事項の調査審議を行う。

イ 委員数は、関係労働者を代表する委員（以下「労働者委員」という。）、関係使用者を代表する委員（以下「使用者委員」という。）及び公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）の各側3名とする。

なお、特定最低賃金専門部会における労働者委員及び使用者委員のうち各1名以上は本審委員を、また、各2名以上は当該決定を行う産業に係る代表をもって充てる。

ウ 専門部会での審議回数は、3回程度で結審するよう努力するが、必要に応じて予備日を設けることができる。

なお、各回の審議内容はおおむね次のとおりとし、平日に審議を行う。

第1回－辞令交付、部会長・同代理選出、審議日程の検討及び賃金状況等の把握

第2回－改正等に関する賃金状況等の審議

第3回－改正額に関する審議

予備日－改正額に関する審議

エ 特定最低賃金の改正に当たっては、最低賃金審議会令第6条第5項における「専門部会の決議をもって本審の決議とする」旨の規定の適用ができることとするが、この適用は、専門部会における決議が全会一致の場合に限ることとする。

オ 特定最低賃金については、昭和61年2月の中央最低賃金審議会（以下

「中賃審」という。) 答申の「新産業別最低賃金の運営方針」に沿って審議を行う。

また、その運営は平成10年12月の中賃審産業別最低賃金に関する全員協議会報告及び平成14年12月の中賃審産業別最低賃金制度全員協議会報告により行うこととするが、必要がある場合には運営小委員会等において運営面の改善について検討を行う。

カ その他運営等に係る事項については、関係法令及び専門部会運営規程の定めるところによる。

(3) 特定最低賃金検討委員会（以下「特定最賃検討委員会」という。）

ア 特定最賃検討委員会は、特定最低賃金の新設、改正又は廃止に係る申出が見込まれる場合に設け、申出内容について検討し、必要性に係る審議を行う。

イ 委員は、本審委員の公益委員、労働者委員及び使用者委員から各2名を選出し、会長が指名する。

なお、労働者委員及び使用者委員は、原則として当該検討を行う産業に係る委員をもって充てる。

ウ 運営等に係る事項については、運営小委員会運営規程に準ずる。

(4) 運営小委員会

ア 運営小委員会は、本審及び専門部会等の効率的な運営を図るために設け、日程及び審議事項の検討・調整等運営全般にわたり協議する。

イ 委員及び運営等に係る事項については、運営小委員会運営規程の定めるところによる。

3 審議で使用する資料は、原則として次のとおりとする。

- (1) 最低賃金に関する基礎調査による賃金の実態（本年6月分）
- (2) 勤労者世帯の生計費、生活保護に係る施策との整合性（生活保護費と山梨県最低賃金の1か月換算額との比較）に関する資料及び消費者物価指数の推移
- (3) 毎月勤労統計調査及び賃金構造基本統計調査による賃金の実態
- (4) 新規学卒者の初任給の状況
- (5) 春季賃金引上げ要求と妥結状況
- (6) その他必要な資料

## 第2 最低賃金改正の審議時期等について

1 山梨県最低賃金の改正諮問については、賃金の改定状況がある程度確認できる時期に受ける。

また、金額の改正審議については、中賃審の目安額が提示される時期に原則として前年度の実績を踏まえて行う。

2 特定最低賃金の改正決定の必要性の諮問及び金額改正等の諮問を受ける時期、また、審議運営は原則として前年度の実績を踏まえて行う。

3 本審議会の審議時期と山梨地方労働審議会における最低工賃の審議時期を考慮し、効率的な審議運営を図る。

4 上記の他、法令・規程等に定めがなく、かつ、審議に必要な事項については運営小委員会で協議し、決定する。

### 第3 議事録及び審議資料の公開について

本審議会の議事録及び会議の資料については、「山梨地方最低賃金審議会運営規程」に基づき、会議の一部又は全部を非公開としたものを除き、山梨労働局のホームページにおいて公開する。

なお、非公開としたものについても、議事要旨を山梨労働局のホームページにおいて公開するものとする。



報道関係者 各位

令和3年8月13日

【照会先】

労働基準局賃金課

課 長 大塚 弘満

主任中央賃金指導官 小城 英樹

指導係長 片山 豪

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5546)

(直通電話) 03 (3502) 6758

## 全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました

～答申での全国加重平均額は昨年度から28円引上げの930円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和3年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、7月16日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会が調査・審議した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続きを経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月上旬までの間に順次発効される予定です。

### 【令和3年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・47都道府県で、28円～30円、32円の引上げ（引上げ額が28円は40都道府県、29円は4県、30円は2県、32円は1県）
- ・改定額の全国加重平均額は930円（昨年度902円）
- ・全国加重平均額28円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額
- ・最高額（1,041円）に対する最低額（820円）の比率は、78.8%（昨年度は78.2%。なお、この比率は7年連続の改善）

(別紙) 令和3年度 地域別最低賃金額答申状況

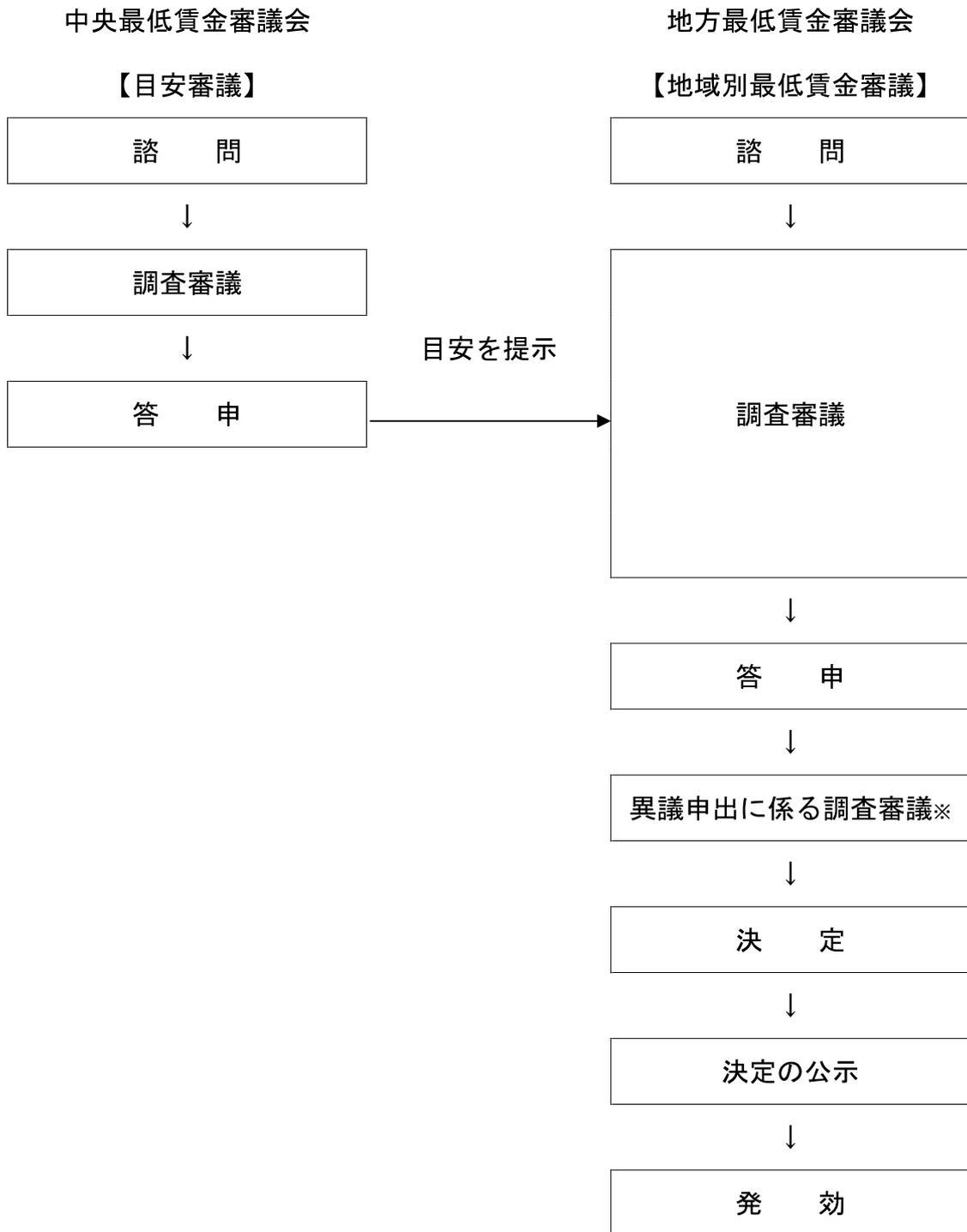
(参考) 地域別最低賃金の改正手続の流れ

## 令和3年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】（※）	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日
北海道	C	28	889 ( 861 )	28		2021年 10月1日
青森	D	28	822 ( 793 )	29	+1	2021年 10月6日
岩手	D	28	821 ( 793 )	28		2021年 10月2日
宮城	C	28	853 ( 825 )	28		2021年 10月1日
秋田	D	28	822 ( 792 )	30	+2	2021年 10月1日
山形	D	28	822 ( 793 )	29	+1	2021年 10月2日
福島	D	28	828 ( 800 )	28		2021年 10月1日
茨城	B	28	879 ( 851 )	28		2021年 10月1日
栃木	B	28	882 ( 854 )	28		2021年 10月1日
群馬	C	28	865 ( 837 )	28		2021年 10月2日
埼玉	A	28	956 ( 928 )	28		2021年 10月1日
千葉	A	28	953 ( 925 )	28		2021年 10月1日
東京	A	28	1041 ( 1013 )	28		2021年 10月1日
神奈川	A	28	1040 ( 1012 )	28		2021年 10月1日
新潟	C	28	859 ( 831 )	28		2021年 10月1日
富山	B	28	877 ( 849 )	28		2021年 10月1日
石川	C	28	861 ( 833 )	28		2021年 10月7日
福井	C	28	858 ( 830 )	28		2021年 10月1日
山梨	B	28	866 ( 838 )	28		2021年 10月1日
長野	B	28	877 ( 849 )	28		2021年 10月1日
岐阜	C	28	880 ( 852 )	28		2021年 10月1日
静岡	B	28	913 ( 885 )	28		2021年 10月2日
愛知	A	28	955 ( 927 )	28		2021年 10月1日
三重	B	28	902 ( 874 )	28		2021年 10月1日
滋賀	B	28	896 ( 868 )	28		2021年 10月1日
京都	B	28	937 ( 909 )	28		2021年 10月1日
大阪	A	28	992 ( 964 )	28		2021年 10月1日
兵庫	B	28	928 ( 900 )	28		2021年 10月1日
奈良	C	28	866 ( 838 )	28		2021年 10月1日
和歌山	C	28	859 ( 831 )	28		2021年 10月1日
鳥取	D	28	821 ( 792 )	29	+1	2021年 10月6日
島根	D	28	824 ( 792 )	32	+4	2021年 10月2日
岡山	C	28	862 ( 834 )	28		2021年 10月2日
広島	B	28	899 ( 871 )	28		2021年 10月1日
山口	C	28	857 ( 829 )	28		2021年 10月1日
徳島	C	28	824 ( 796 )	28		2021年 10月1日
香川	C	28	848 ( 820 )	28		2021年 10月1日
愛媛	D	28	821 ( 793 )	28		2021年 10月1日
高知	D	28	820 ( 792 )	28		2021年 10月2日
福岡	C	28	870 ( 842 )	28		2021年 10月1日
佐賀	D	28	821 ( 792 )	29	+1	2021年 10月6日
長崎	D	28	821 ( 793 )	28		2021年 10月2日
熊本	D	28	821 ( 793 )	28		2021年 10月1日
大分	D	28	822 ( 792 )	30	+2	2021年 10月6日
宮崎	D	28	821 ( 793 )	28		2021年 10月6日
鹿児島	D	28	821 ( 793 )	28		2021年 10月2日
沖縄	D	28	820 ( 792 )	28		2021年 10月8日
全国加重平均			930 ( 902 )	28		-

※ 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

## 地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催





山梨労発基 0823 第 1 号  
令和 3 年 8 月 23 日

山梨地方最低賃金審議会  
会 長 反 田 一 富 殿

山 梨 労 働 局 長  
生 方 勝

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、下記のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。

記

1 異議申出日及び申出者

- 令和 3 年 8 月 10 日 ユーコープ労働組合
- 令和 3 年 8 月 10 日 自治労連山梨自治体一般労働組合
- 令和 3 年 8 月 18 日 山梨県労働組合総連合
- 令和 3 年 8 月 18 日 山梨県医療労働組合連合会
- 令和 3 年 8 月 18 日 山梨県労地域ユニオン

(案)

令和3年8月23日

山梨労働局長  
生方 勝 殿

山梨地方最低賃金審議会  
会 長 反 田 一 富

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和3年8月23日、貴職から8月5日付け山梨県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する下記1の者からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記2の結論に達したので答申する。

記

1 異議申出者

ユーコープ労働組合  
自治労連山梨自治体一般労働組合  
山梨県労働組合総連合  
山梨県医療労働組合連合会  
山梨県労地域ユニオン

2 審議結果

令和3年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。

(案)

令和3年8月23日

山梨労働局長  
生方 勝 殿

山梨地方最低賃金審議会  
会 長 反 田 一 富

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具  
製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和3年7月29日付け山梨労発基0729第1号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

(案)

令和3年8月23日

山梨労働局長  
生方 勝 殿

山梨地方最低賃金審議会  
会 長 反 田 一 富

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の  
必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和3年7月29日付け山梨労発基0729第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山梨県自動車・同附属品製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。



令和3年8月17日

山梨地方最低賃金審議会  
会長 反田 一富 殿

山梨地方最低賃金審議会  
特定最低賃金検討委員会  
委員長 鷹野 正則

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、  
情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の  
有無について（報告）

当委員会は、令和3年7月29日開催の第2回山梨地方最低賃金審議会において  
付託された標記について、慎重に検討した結果、改正決定することを必要と認め  
るとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

伊藤 一帆                      鷹野 正則

労働者代表委員

小林 賢                        櫻井 澄人

使用者代表委員

一之瀬 滋輝                  川島 英一



令和3年8月17日

山梨地方最低賃金審議会  
会長 反田 一富 殿

山梨地方最低賃金審議会  
特定最低賃金検討委員会  
委員長 鷹野 正 則

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の  
必要性の有無について（報告）

当委員会は、令和3年7月29日開催の第2回山梨地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に検討した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

伊藤 一帆                      鷹野 正 則

労働者代表委員

小林 賢                         櫻井 澄 人

使用者代表委員

一之瀬 滋輝                    川島 英 一



山梨労発基 0823 第 2 号  
令和 3 年 8 月 23 日

山梨地方最低賃金審議会  
会 長 反 田 一 富 殿

山 梨 労 働 局 長  
生 方 勝

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いします。

記

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具  
製造業最低賃金（平成 21 年山梨労働局最低賃金公示第 3 号）



山梨労発基 0823 第 3 号  
令和 3 年 8 月 23 日

山梨地方最低賃金審議会  
会 長 反 田 一 富 殿

山 梨 労 働 局 長  
生 方 勝

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いします。

記

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金  
（平成 21 年山梨労働局最低賃金公示第 2 号）